

電磁的方法による交付等に関する同意書

電磁的方法による交付等とは、当社からお客様へ金融商品取引法に関する法令等により規定されている各種書面を、WEB サイトなどの電磁的な方法により交付・徴求することです。各種報告書、契約書等が過去の書面も含め、お客様のマイページで閲覧可能となっております。

I 電磁的方法による交付等の対象となる書面

金融商品取引法等の法令等により規定されている電磁的方法による交付等が認められている書面のうち、当社が所定の方法で通知する以下のものになります。

1. 「契約締結前交付前書面（兼重要事項説明書）」
2. 「契約締結時交付書面」
3. 「取引残高報告書」
4. 「利用規約」
5. 「個人情報保護方針」
6. 「その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの」

II 電磁的方法について

電磁的方法による交付等の書面は、PDF ファイルまたは、当社が指定する電磁的方法で提供します。

1. 交付の場合
 - ・ 当社 WEB サイト内の認証（ユーザーID、パスワードを使用したログイン）が必要となるページに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
 - ・ 当社 WEB サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
2. 徴求の場合
 - ・ 当社 WEB サイト内の認証（ユーザーID、パスワードを使用したログイン）が必要となるページに、関係書類の内容を記録し、お客様の閲覧に供し、お客様が内容を承諾した旨を当社に通知する方法

III 免責事項

1. 当社は、電磁的方法による交付の内容について、電磁的方法による交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社 WEB サイト上に掲載、或いは電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにす

ることにより、お客さまの同意を得ることなく、電磁的方法による交付の内容を変更することができるものとします。

2. お客さまが電磁的方法による交付を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付ではなく、既に電磁的方法による交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
3. 当社は、以下の事項により生じるお客さまの損害については、責を負わないものとします。
 - (1) 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵ならびにこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により電磁的方法による交付等が利用できないことで生じた損害
 - (2) 天変地異、政変、ストライキ等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由対象により書面の電磁的方法による交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

2015年6月1日制定